

弘前市自治基本条例素案(改訂版)パブリックコメントの意見及びその考え方

募集期間:平成26年11月4日～平成26年11月28日

応募件数:12件

番号	応募方法	募集要件	条文 (見出し)	意見	考え方
1	持参	市内に住所がある人	第2条第3号から第12号まで (定義)	P4 第2条(3)～(12)「弘前や日本に誇りと愛着あり、後世に伝えるべき、弘前や日本の歴史・文化・伝統・学術・教育・民俗や、弘前や日本がもつ守るべき規律・道徳・ルール・マナー・公私の区別・長幼の序をできる」市民・学生・子ども・コミュニティ・事業者・市民等・議会・執行機関・市・市外の人々。	各主体の定義に、「誇りと愛着あり」などの要件を加えた場合、手始めにまちづくりへ参加してみようといったものが該当せず、まちづくりへの参加というものが、ハードルが高いものになってしまうため、居住や教育機関等の要件を基本として定めております。
2	持参	市内に住所がある人	第4条第3号 (条例の適用除外)	第4条はいいが、(3)の政治上は、第2節の第29条第2項「住民投票を尊重」に矛盾。一番の危惧は外国人(極右なら、中国や朝鮮等)に、弘前や日本をのっとられるだが、前述のように「弘前や日本に誇りと愛着心あり。後世に伝えるべき、守るべき前述の事項や、日本の主義・主張は堂々と譲らず、我が国の主義・主張をする」	第4条各号の規定は、特定非営利活動促進法の規定を参考にしたものであり、同法における「政治上の主義」とは、「政治によって実現しようとする基本的・恒常的・一般的な原理・原則をいい、自由主義、民主主義、資本主義、社会主義、共産主義などがこれに当たる。」とされています。 また、まちづくりに関する重要事項を案件とする住民投票は、まちづくりにおける具体的な施策等の取り組み方などを決めるための判断材料として行うものであります。 そうしたことから、それらの間における矛盾は生じていないものと考えております。 なお、ご意見の一番の危惧の件については、第2条において、まちづくりを定義することや第3条第4項及び第4条において、適用除外規定を設けることなどにより、その問題を解消しているものであります。
3	持参	市内に住所がある人	第6条第3号 (基本原則)	第6条(3) 情報共有「積極的にTV、新聞、広報、チラシを使い、ネットだけでなく情報公開」	情報共有の原則の具体策として、第24条 情報提供の規定では、「議会及び執行機関は、情報提供をするに当たり、新しい媒体の活用を検討する姿勢を継続するとともに、分かりやすく、かつ、効果的な方法及び内容で行わなければならない」と定めております。 この規定では、市民への情報提供の媒体について、あらゆるニーズに対応することを念頭に置き、それに向けた議会と執行機関の姿勢を定めております。

番号	応募方法	募集要件	条文 (見出し)	意見	考え方
4	持参	市内に住所がある人	第10条第1項第2号 (子どもの権利等)	第10条(2) 弘前や日本への誇り・愛着／「道徳教育」を加える。	第10条第1項で定める子どもの権利の規定については、同条第2項に定めるまちづくりへのかかわりの前提として、子どもに安心感を与え、まちづくりの参加を促し、大人はそれを支えるといった関係性でまちづくりを進めていくために設けております。 従って、まちづくりへの参加に当たって、最も基本的なものである①まちへの愛着心、②主体的に考える力の2つを育むことを子どもの権利として位置付けております。
5	持参	市内に住所がある人	第14条第1項第4号 (執行機関の役割)	第14条(4) 今の弘前市役所職員は好評。弘前市の質問は、来庁者に丁寧に回答してくれるので、更に推進する。市役所(理事者)だけでなく、議会も情報公開。全ての弘前の住民と意見交換する。	第14条第2項では、執行機関の職員の役割として、「市民の立場に立って、懇切丁寧に職務を遂行する」と定め、協働のまちづくりに必要とされる主体間の信頼関係の構築につなげていくこととしております。 なお、議会の情報公開に関しては、第6条第3号 情報共有の原則の具体策として、第13条第1項第3号の議会の役割の規定では、市民の負託にこたえていく一環として、まずは、議案の賛否を明らかにすること、第23条第1項の情報公開の規定では、説明責任を全うするとともに、信頼関係を構築するため、保有する情報の一層の公開を図ることなどを定めております。
6	持参	市内に住所がある人	第16条 (総合計画)	経営計画「子供たちの笑顔あふれる弘前」に、「守るべき道徳。規律を守り、弘前や日本に誇りと愛着ある、子供たちの笑顔あふれる弘前」 PDCAサイクルなら、無報酬でも、議会、理事者、全ての住民と公開して意見交換したい。	総合計画の策定、評価及び改善策の検討に当たっては、第16条 総合計画及び第18条 評価の規定において、市民の参加を求めることを定めております。 また、その会議の運営に当たっては、第28条 附属機関の運営の規定において、原則公開することを定めております。 そのように、運営の透明性、情報の共有を図ることにより、その後の市民参加へつなげていくこととしております。
7	持参	市内に住所がある人	第17条 (財政運営)	第17条、第27条に関連 市の予算計画の事業仕分け＋第三者(外部者)中心の仕分け評価＋市役所(理事者)／議会／無作為選抜の住民(公募・選抜)による「事業仕分け会議」の公開傍聴、HP、議事録の情報公開する。	予算の執行に当たっては第17条の財政運営、事業の執行に当たっては第18条の評価及び第22条の説明責任の規定に基づき、市民にその過程や結果を公表するとともに、評価及び改善策の検討に当たっては、市民の参加を求めながら進めることとしております。 また、附属機関の運営に当たっては、第28条の規定において、原則公開することとしております。 予算及び事業の執行に当たっては、それらの策を講じながら、市民の参加を促すとともに、透明性を確保することとしております。

番号	応募方法	募集要件	条文 (見出し)	意見	考え方
8	持参	市内に住所がある人	第18条 (評価)	第17条～第18条 市長公約(マニフェスト)⇒第三者評価。部長実効宣言⇒自己評価、第3者評価。全て全面公開傍聴。	<p>評価に関しては、第18条第3項において、市民も含めた第三者の参加を義務付けております。</p> <p>また、評価の会議に係る公開については、その組織が附属機関に当たる場合は、第28条第2項 附属機関の運営の規定が適用となり、原則公開が義務付けられております。</p> <p>なお、原則公開として、一部の例外扱いを認めているのは、審議案件によっては、情報公開制度の非開示情報に該当するなど、公開できないものも想定されるためであります。</p>
9	持参	市内に住所がある人	第19条 (意見等への応答義務)	第19条 議会、執行機関は、常時、あらゆる意見をあらゆる方が聞く体制(アイデアポスト来庁/全ての議員が常にあらゆる意見を聞く)。全て全面公開傍聴。	<p>議会及び執行機関に対する意見等は、内容によって介入できないもの、実現できないものなど様々なものが寄せられますが、その対応に当たっては、きちんと聞く姿勢など、全体を通じて誠意を持った対応が求められることから、第19条 意見等への応答義務では、そういった対応を定めております。</p> <p>なお、意見を聞く際の手続については、第27条第2項 意見聴取手続の規定において、あらゆる方法を講じるよう努めることを定めているとともに、同条第1項では、その結果を公表することを定め、政策決定過程の透明性を確保することとしております。</p>
10	持参	市内に住所がある人	第28条 (附属機関の運営)	第28条 同じ人ばかりが選抜市民会議メンバーでなく、幅広く公募や選抜(「広報弘前」、マスコミ「TV新聞」で公募。⇒あまりネット使用しない方々もいる。)全て全面公開傍聴。	<p>附属機関の委員の選任に関しては、第28条 附属機関の運営の規定で、公募を実施するなど、多様な分野、幅広い年齢層から適切な人材を選任することを定めております。</p> <p>なお、その公募に当たっては、第24条 情報提供の規定が適用となることから、その媒体について、あらゆるニーズに対応することを念頭に置き取り組むこととなります。</p> <p>また、会議の公開については、審議案件によっては情報公開制度の非開示情報に該当するなど、公開できないものも想定されるため、原則公開としております。</p>
11	持参	市内に住所がある人	第28条 (附属機関の運営)	選抜市民会議メンバーは交通費以外ボランティア。	<p>附属機関の委員の報酬については、地方自治法第203条の2第1項の規定に基づき支給するものであり、その額については、地方自治法第203条の2第4項の規定に基づき、「弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例」において定めております。</p>

番号	応募方法	募集要件	条文 (見出し)	意見	考え方
12	持参	市内に住所がある人	その他	市長の3選禁止。	市長の多選禁止については、その良し悪しは別として、被選挙権に係る内容であるため、まちづくりについて定めるこの条例で規定することは、馴染まないと考えております。